



法務史料展示室だより 第三号

時をたずねて

季刊 二〇〇四年十月

「史料は語る」第三回

司法職務定制

③

前回、「司法職務定制」(以下、「定制」と記します)の制定によって、江藤新平が主導する司法省が、「裁判権を国家の手に回収しよう」と意図していた」と述べました。

さて、「定制」中には、「府県ニ置ク所ノ裁判所ハ府名県名ヲ冒ラシメ某裁判所トス」との条文をはじめ、「府県裁判所」の機構・組織をめぐる詳細な規定が置かれています。これらの規定からは、各府県が擁していた裁判権を「府県裁判所」に肩代わりさせ、それを司法省のもとで二元的に掌握しようと考えていたことがうかがわれます。

そして、「定制」が定められた明治五年八月三日からわずか二日後には、神奈川・埼玉・人間の三県に、また同月二日には更に八県に、裁判所

を設置するとの方針が、政府から示されました。

「定制」の制定と、それに伴う「府県裁判所」の迅速な設置は、江藤、ひいては司法省が、各府県から裁判権を接収することを、いかに重視していたかを表すものといえるでしょう。

こうした司法省の動きに対しては、政府部内でも大きな反発が起こりました。国家財政を監督し、かつ各府県を統轄する権限を有していた大蔵省は、裁判所の設置に膨大な経費が必要となることや、自らが指揮する各府県の重要な権限であった裁判権が奪われることに対して危機感を抱いていたと考えられており、現

にこの時期、予算の配分や裁判権の帰属をめぐって、司法省との間で激しく衝突しています。その結果、「定制」に示された「府県裁判所」の設置は思うように進まず、当面の間、従来どおりに各府県が行う裁判と、「定制」に基づいて設置された「府県裁判所」が行う裁判という、二系統の裁判が併存することになったのでした。

「定制」は、その目的を完全に達成できずにはいないものの、行政・司法を明確に区分しないまま各府県が裁判権を有していた当時の制度に対して二石を投じ、かつ、司法省の下での裁判権の二元的な掌握に向けて、その契機をもたらすという重要な役割を演じたということができるといえるでしょう。

人～第三回『江藤新平 ③』

江藤は、司法省の権限確立のために、並々ならぬ決意を抱いていました。今回はそのことを、江藤の伝記として名高い野半介「江藤南白 下」(大正3年)の記述によりながら、改めて確認してみたいと思います。

明治5年に起きた「山城屋和助事件」は、陸軍の御用商人であった山城屋和助が、陸軍省の公金を不正に用いたことが発覚し、大問題となった一件です。山城屋は長州の出身でしたが、当時陸軍省の幹部であり、同郷の山県有朋と親しかったことから、両者の癒着が疑われます。陸軍の一部将兵はこの事態に憤り、山城屋の店舗を兵によって包囲し閉鎖しようという動きさえありました。

陸軍のこうした動きに対し、江藤は、「司法権を無視して軍人の職権を濫用せんと欲するものなれば、断然之を抑制せざるべからず」(前掲書・42頁)と述べ、陸軍の専断介入を許さず、あくまでも司法省の手で司法的方法により処理することを明言するのです。それがために江藤は、軍の重鎮である西郷隆盛に使いして陸軍の動きを阻止するとともに、司法省官員を派遣し、事件の調査を行わせたのでした。

このように江藤は、「山城屋和助事件」の収拾をめぐる、司法省による事件解決を明確に打ち出すことで、本来的に司法に関する権限を有する唯一の機関としての司法省の存在を、高らかにアピールしたのもいえます。

「歴史を歩く」第三回 大審院

明治八年四月十四日、「国家立憲ノ政体ヲ立テ」という「立憲政体の詔書」に基づき、大審院が創設されました。大審院は民事・刑事の上告審を担当、不法な裁判を破毀するとともに、国家にかかわる重大な事件と「判事」の犯罪を審判し、更に各級裁判所の死刑判決を事前にチェックする権限を与えられました。明治二十三年二月の裁判所構成法などにより、大審院の権限は逐次変わりますが、昭和二十二年五月、日本国憲法施行に伴う最高裁判所設置によって、その使命を終えるまで、「貫して」司法権を担う終審裁判所としての役目を果たしていくこととなります。今回は、この大審院が置かれた場所をたどってみることにしましょう。

創設後の大審院が独立の建物として新築されたのは、明治十年三月のことでした。位置的には、司法省のすぐ隣で、麹町区八重洲町二丁目（現在の千代田区丸の内二丁目、その頃はまだ丸の内という町名はなく、東京駅西側の一帯も八重洲町と呼ばれていた）、現在、東京ビル（改装中）が建つ辺りでした。ちなみに、建築費用は、当時の金額で約二万四千円、前回この欄で取り上げた明治十六年完成の「鹿鳴館」が、土木費用およそ十四万円ですから、いかに低価格での築造であったかがわかります。

しかし、外務卿井上馨の欧化政策の影響を受け、大審院は移転することになります。井上は、欧化政策の一環として近代的な諸官庁の集中計画を提案し

ており、明治十九年二月に発足した内閣臨時建築局の初代総裁に就任した後、ドイツ人建築家エンデとベックマンを招聘し、計画に着手しました。この計画は、不平等条約改正交渉の失敗、井上の外務卿辞任によって明治二十三年八月打ち切りとなりましたが、既に起工されていた大審院は建設が続行され、同二十九年十月、日比谷の陸軍練兵場跡地に完成しました。

さて、この庁舎も昭和二十年三月の東京大空襲によって、外壁を残し焼けてしまいます。戦後、最高裁判所発足により大審院は廃止されることとなりますが、被災した元大審院庁舎の復旧工事が行われ、昭和二十四年十月竣工、最高裁判所として新たに利用されることになりました。昭和四十九年三月、最高裁判所が現在の千代田区隼町の地に移転した後も、かつての大審院があった地には、裁判所合同庁舎（東京高等裁判所等）を収めるビルが建ち、いまだ裁判所との縁が途絶えていません。

▼大審院の立地場所



歴史の中の法律語(第三回)「沽券にかかわる」

「沽券」とは、財産(田畠・屋敷地)が中心ですが、名主職や漁業権など様々な権利なども売買されました。売買する際に、売主から買主に渡される証拠の文書のことを言います。それを「沽却」という言葉で書き始めることが、文書の名称の由来です。田畠の売買が許されるようになった奈良時代後期以降、非常に多くの「沽券」が作成され、現在まで伝わっていますが、その形式は時代によって大きく異なります。

古代律令制の下で土地を売買するには、その土地の所在地を管理する役所に対して申請し、審査を受けた上で、役所が作成した文書が更に上級の役所に提出され、そこで承認の判印を得る必要がありました。この判印を加えられた文書が買主に交付されることで、売買契約は成立し、買主はこの様式をもつ「沽券」を大切に保存して、買い取った土地の合法的所有者であることを証明したのです。

平安中期以降この形態が崩れ、「沽券」が売買当事者の間で直接取り交わされる私的な文書に変わっても、売買契約の合法性は保証される必要があり、公的な承認の代わりに、証人として近隣の住人や一族近親が審判する風習が生まれました。また、「先相相伝私領也」というような土地の由緒を明らかにする内容を記すことで、売主がそれまでその土地を合法的に所持してきたことを証明したり、一方、売主の子孫が土地を取り返そうとする行為を禁止する旨を記載して、もし現実にそのような行為が発生した場合には、金銭や土地で弁償するような約束も示されていました。

さらに「沽券」には、当然のことながら、土地家屋の価格が明記してありました。そしてそこから転じて、「沽券」とは物の評価、値打という意味を持つようになり、品位や体面が傷つけられるという意味を有する慣用語として、「沽券にかかわる」という言葉が生まれたのです。

法務史料展示室では平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードなどをこの「法務史料展示室だより」でご紹介しております。